

○ 愛知県都市職員共済組合職員就業規則

(平成 10 年 3 月 31 日)
(平成 10 年規則第 6 号)

改正

平成 12 年 2 月 29 日規則第 1 号
平成 14 年 2 月 26 日規則第 2 号
平成 19 年 3 月 30 日規則第 9 号
平成 24 年 3 月 1 日規則第 1 号
平成 26 年 2 月 20 日規則第 2 号
平成 29 年 2 月 28 日規則第 1 号

目次

第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)

第 2 章 服務

第 1 節 服務の基本原則 (第 4 条—第 13 条)

第 2 節 勤務時間、休日及び休暇 (第 14 条)

第 3 節 育児休業等 (第 15 条)

第 4 節 旅行 (第 16 条・第 17 条)

第 5 節 研修 (第 18 条)

第 3 章 任免

第 1 節 採用 (第 19 条—第 21 条)

第 2 節 分限及び懲戒 (第 22 条—第 32 条)

第 3 節 退職等 (第 33 条—第 35 条)

第 4 章 給与 (第 36 条)

第 5 章 表彰 (第 37 条—第 39 条)

第 6 章 安全衛生 (第 40 条・第 41 条)

第 7 章 福利厚生 (第 42 条—第 45 条)

第 8 章 災害補償 (第 46 条・第 47 条)

第 9 章 雑則 (第 48 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）の職員の労働条件、服務規律、その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規則及びこの規則に附属する諸規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下同じ。）その他の法令の定めるところによる。
(職員)

第 2 条 この規則において職員とは、組合の事務局に常時勤務する職員及び愛知県都市職員共済組合の保養所の設置等に関する規則（平成 6 年愛知県都市職員共済組合規則第 3 号）第 2 条に規定する保養所に常時勤務する職員（以下「保養所職員」という。）をいう。

(職員以外の者の就業)

第3条 組合に雇用される者で職員以外のものの就業については、別に定めるもののほかこの規則を準用する。

第2章 服務

第1節 服務の基本原則

(平等取扱いの原則)

第4条 すべて職員は、平等に取り扱われなければならない。

(勤務の基本原則)

第5条 職員は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第1条第1項の目的を達成するため、組合の公的使命を自覚し、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(職務に専念する義務)

第6条 職員は、次項に規定する場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、組合がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

2 職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ事務局長の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、事務局長が定める場合

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第7条 職員は、その職務遂行にあたって、法令及び組合の定款、規則、規程等の定めるところに従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(禁止事項)

第8条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 組合の名誉をき損し、又は利益を害すること。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務上知ることができた秘密を他に漏らすこと。
- (3) 理事長の許可を得ないで他の業務に就くこと。
- (4) 職務上必要がある場合のほか、みだりに組合の名称又は自己の職名を使用すること。
- (5) 組合及び組合の組合員が所属する地方公共団体の役職員に対して暴言又は暴力行為を行う等秩序若しくは規律を乱すこと。

(証人等になる場合の許可)

第9条 職員は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表しようとする場合は、あらかじめ理事長に届け出てその許可を受けなければならない。

(組合内での集会及び印刷物の配布等)

第10条 職員は、組合内で業務外の集会を行い、又は業務外の印刷物を配付若しくは掲示しようとする場合は、あらかじめ事務局長に届け出てその許可を受けなければならない。

(職員の賠償責任)

第 11 条 職員は、故意又は重大な過失により組合に損害を与えた場合には、その損害の全部又は一部を弁償しなければならない。ただし、過失によるときは、情状によりこれを減免することができる。

2 前項の弁償する額は、理事長が定める。

(身分証明書)

第 12 条 理事長は、職員ごとに身分証明書を発行する。

2 職員は、前項の規定により発行された身分証明書を常に携帯しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第 13 条 職員は、異動、休職若しくは退職するとき、又は解雇となったときは、保管中の金銭、書類、その他の物件及びその担当事務を後任者又は事務局長が指名した者に確実に引き継がなければならない。

第 2 節 勤務時間、休日及び休暇

(勤務時間、休日及び休暇)

第 14 条 職員の勤務時間、休日及び休暇は、愛知県都市職員共済組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 10 年愛知県都市職員共済組合規則第 7 号）の定めるところによる。

第 3 節 育児休業等

(育児休業等)

第 15 条 職員の育児休業等は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 7 年法律第 107 号）及び愛知県都市職員共済組合職員の育児休業等に関する規則（平成 22 年愛知県都市職員共済組合規則第 9 号）の定めるところによる。

(平 24 規則 1・一部改正)

第 4 節 旅行

(旅行命令)

第 16 条 職員は、組合の業務のため旅行を命ぜられたときは、旅行しなければならない。

2 前項の旅行に伴う旅費については、愛知県都市職員共済組合職員の旅費に関する規則（平成 10 年愛知県都市職員共済組合規則第 11 号）の定めるところによる。

(旅行の復命)

第 17 条 前条第 1 項の規定により旅行を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに上司に復命しなければならない。

2 前項の復命は、文書で行われなければならない。ただし、軽易な事項は、口頭で行うことができる。

第 5 節 研修

(研修)

第 18 条 職員は、業務能率の増進、事務の改善、関係法令等の理解を深めるため等

の研修を受けることを命ぜられたときは、当該研修を受けなければならない。

第3章 任免

第1節 採用

(採用の方法等)

第19条 職員の採用は、競争試験又は選考により理事長が決定する。

2 前項の競争試験は、他の機関に委託して行うことができる。

3 新たに職員として採用した者については、採用の日から6月を条件付きのものとし、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、当該期間を延長し、若しくは短縮し、又は直ちに正式採用とすることができる。

4 条件付採用期間中又は当該期間の満了時において、理事長が職員として不適格と認めた場合は、解雇とする。

5 条件付採用期間が満了し、正式採用になったときは、条件付採用の日から正式採用されたものとみなし、当該期間を勤続年数に通算する。

6 採用に際し、履歴を偽り、又は不実の陳述をした者は、採用を取り消すことがある。

(欠格条項)

第20条 次の各号の一に該当する者は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(平12規則1・一部改正)

(提出書類)

第21条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。これらの書類の記載事項に異動があった場合も同様とする。

(1) 履歴書

(2) 最終学校卒業証明書

(3) 通勤届及び扶養家族届

(4) その他事務局長が必要と認める書類

(平24規則1・一部改正)

第2節 分限及び懲戒

(分限及び懲戒の基準)

第22条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この規則で定める事由でなければ、その意に反して、降任され、免職され、若しくは休職されず、又、愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則(平成10年愛知県都市職員共済組合規則第9号。以下「給与規則」という。)で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この規則で定める事由でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(平 29 規則 1・一部改正)

(降任及び免職)

第 23 条 職員が、次の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない職員
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職に適格性を欠く場合
- (4) 職制、定数又は勤務所の改廃により廃職又は過員を生じた場合

2 理事長は、前項第 2 号の規定に該当するものとして、職員を降任し、又は免職する場合には、医師 2 名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

3 理事長は、第 1 項の規定による処分をする場合は、当該職員にその旨を記載した書面を交付して行わなければならない。

4 職員は、第 20 条各号の一に該当するに至ったときは、その職を失う。

(休職)

第 24 条 職員が、次の各号の一に該当する場合には、その意に反して休職することができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合

(休職の効果)

第 25 条 前条第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について理事長が定める。

2 前条第 2 号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

3 第 23 条第 3 項の規定は、休職の場合に準用する。

4 休職を命ぜられた者(次条において「休職者」という。)は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(復職)

第 26 条 休職者は、前条第 1 項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、その旨を直ちに理事長に申し出なければならない。この場合にあつては、服務に支障がないことを証明する医師の診断書を添えなければならない。

2 理事長は、前条第 1 項若しくは第 2 項の規定による休職の期間が経過したとき、又は前条の規定による申し出があつたときは、復職を命じなければならない。ただし、第 20 条第 2 号の規定に該当するに至ったときは、この限りでない。

(懲戒)

第 27 条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対して懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 法令及び組合が定めた諸規程に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) 職員たるにふさわしくない非行があった場合

2 職員が、第34条の2第1項又は第34条の3第1項の規定により採用された場合において、定年退職者等となった日までの引き続き職員としての在職期間又はこれらの規定によりかつて採用された職員として在職していた期間中に前項各号の一に該当したときは、これに対して同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

3 理事長は、前2項の規定による処分をする場合は、当該職員にその旨を記載した書面を交付して行わなければならない。

(平14規則2・一部改正)

(戒告の効果)

第28条 戒告は、始末書を徴して職員の責任を自覚させ、将来を戒める。

(減給の効果)

第29条 減給は、第27条第1項各号の行為1回につき平均賃金（労働基準法第12条第1項に規定する平均賃金をいう。）の1日分の半額とし、減給を1か月に2回以上行う減給の総額は、その1か月間の賃金の総額の10分の1以内とする。

(停職の効果)

第30条 停職の期間は、1日以上6月以下とし、個々の場合について理事長が定める。

2 停職を命ぜられた者（次項において「停職者」という。）は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の間中はいかなる給与も支給されない。

(免職の効果)

第31条 免職は、予告しないで解雇し、労働基準法第20条第1項に規定する解雇予告手当及び愛知県都市職員共済組合職員の退職手当に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第10号。以下第36条において「退職手当規則」という。）の規定による退職手当を支給しない。この場合において、解雇予告手当を支給しないことについて行政官庁の認定を受けられない場合は、この限りでない。

(損害賠償との関係)

第32条 職員は、故意又は過失により組合に損害を与えた場合において、第28条から前条までの懲戒処分を受けることによって、第11条第1項に規定する弁償の責任を免れるものではない。

第3節 退職等

(平14規則2・一部改正)

(普通退職)

第33条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職願を事務局長を経由して理事長に提出しなければならない。

2 前項に規定する退職願を提出した者は、理事長の承認があるまでの間は、従前の業務に従事しなければならない。ただし、退職願を提出した後2週間を経過し

た場合は、この限りでない。

(定年退職)

第 34 条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職する。

2 職員の定年は、年齢 60 年とする。

(定年退職者等の再雇用)

第 34 条の 2 理事長は、定年退職者等（前条の規定により退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれに準ずるものとして愛知県都市職員共済組合の再雇用に関する規則（平成 14 年愛知県都市職員共済組合規則第 2 号。以下この条において「再雇用規則」という。）で定める者をいう。以下同じ。）が引き続き勤務を希望し、第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する場合又は第 27 条第 1 項各号に規定する場合に該当しないときは、1 年を超えない範囲内で雇用期間を定め、常時勤務を要する職員として採用し、高年齢者等の雇用の安定に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 78 号）附則第 3 項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条第 2 項に基づく基準（以下、「基準」という。）に該当した者については、定年退職日の翌日から満 65 歳まで、基準に該当しない者については、定年退職日の翌日から基準の適用年齢まで雇用する。ただし、その者が定年に達していないときは、この限りでない。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

3 前 2 項の雇用期間又はこの項の規定により更新された雇用期間は、再雇用規則で定めるところにより、1 年を超えない範囲内で更新することができる。

4 前 3 項の規定による雇用期間については、その末日は、その者が再雇用規則で定める年齢に達する日以後における最初の 3 月 31 日までの間において再雇用規則で定める日以前でなければならない。

5 前項の年齢は、国の職員につき定められている雇用期間の末日に係る年齢を基準として定めるものとする。

6 第 1 項の規定による採用については、第 19 条第 3 項及び第 21 条（各号列記以外の部分（後段に限る。）の規定を除く。）の規定は、適用しない。

(平 14 規則 2・追加、平 26 規則 2・一部改正)

第 34 条の 3 理事長は、定年退職者等が引き続き勤務を希望し、第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する場合又は第 27 条第 1 項各号に規定する場合に該

当しないときは、1年を超えない範囲内で雇用期間を定め、短時間勤務（1週間当たりの勤務時間が、職員の1週間当たりの勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第3項において同じ。）の職員として採用し、基準に該当した者については、定年退職日の翌日から満65歳まで、基準に該当しない者については、定年退職日の翌日から基準の適用年齢まで雇用する。

- 2 前項の規定により採用された職員の雇用期間については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。
- 3 短時間勤務の職員については、定年退職者等のうち第34条の規定により定年に達した者に限り採用することができるものとする。

（平14規則2・追加、平26規則2・一部改正）

（希望退職及び定年退職以外の退職）

第35条 職員が次の各号の一に該当するときは、退職するものとする。

- (1) 休職期間が満了してもその休職事由が消滅しないとき。
- (2) 死亡したとき。

第4章 給与

（給与）

第36条 職員の給与は、給与規則及び愛知県都市職員共済組合職員の退職手当に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第10号）の定めるところによる。

（平14規則2、平29規則1・一部改正）

第5章 表彰

（表彰）

第37条 表彰は、職員に顕著な功績があった場合に行うものとし、その実施については、理事長が別に定める。

（表彰の効果）

第38条 理事長は、前条の規定により表彰を受けた職員が特に顕著な功績があると認めるときは、特別に昇給させ、若しくは昇給期間を短縮させ、又は特別に昇格させることができる。

（審査委員会）

第39条 理事長は、前条の規定により職員を特別に昇給させ、若しくは昇給期間を短縮させ、又は特別に昇格させる場合には、公正かつ適正に行うため、審査委員会を設け、当該委員会に諮問し、当該委員会の答申によって行わなければならない。

- 2 審査委員会は、事務局長を委員長とし、ほかに4人の委員をその都度理事長が任命する。

第6章 安全衛生

（安全及び衛生）

第40条 職員は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他安全及び衛生に関する法令並びに組合の諸規程の規定を遵守し、災害の防止及び保健衛生に努め

なければならない。

(健康診断)

第 41 条 職員は、毎年定期に、又は随時に健康診断を受けなければならない。

2 理事長は、前項の健康診断の結果に基づき、勤務時間の制限、業務の転換、診療その他職員の健康保持に必要な措置を命ずることができる。

第 7 章 福利厚生

第 42 条 削除

(平 19 規則 9・削除)

(被服の貸与)

第 43 条 職員には、被服を貸与することができる。

2 前項の被服の貸与について必要な事項は、理事長が別に定める。

(住宅の貸与)

第 44 条 保養所職員には、住宅を貸与することができる。

2 前項の住宅の貸与について必要な事項は、理事長が別に定める。

(食事の提供)

第 45 条 保養所職員には、食事を提供することができる。

2 前項の食事の提供について必要な事項は、理事長が別に定める。

第 8 章 災害補償

(災害補償)

第 46 条 職員の業務上の負傷、疾病、傷害又は死亡に対する災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災法」という。）の定めるところによる。通勤による負傷、疾病、傷害又は死亡に対しても同様とする。

(報奨金)

第 47 条 組合は、職員が労災法第 12 条の 8 第 1 項第 3 号から第 6 号までに規定する保険給付を受けることができるときは、その者の勤務成績、勤続年数及び家庭の事情等を勘案して、当該補償のほかに報奨金を支給することができる。

2 前項に規定する報奨金の額は、その都度理事会（愛知県都市職員共済組合理事会に関する規則（平成 10 年愛知県都市職員共済組合規則第 3 号）第 1 条に規定する理事会をいう。）の審議を経て理事長が定める。

第 9 章 雑則

(委任)

第 48 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 愛知県都市職員共済組合職員就業規程（昭和 37 年愛知県都市職員共済組合規程第 3 号）は、廃止する。

3 第 15 条中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 7 年法律第 107 号）」とあるのは、平成 11 年 3 月 31 日までの間にあるは、「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3

年法律第76号)」とする。

附 則（平成12年2月29日規則第1号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月26日規則第2号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、平成14年4月1日から施行する。〔後略〕

附 則（平成19年3月30日規則第9号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日規則第1号）

この規則は、公告の日から施行する。

附 則（平成26年2月20日規則第2号）

この規則は、公告の日から施行する。

附 則（平成29年2月28日規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。